

もうすぐ夏休み 「勤務場所を離れての研修」制度 活用し 充実した学び合いを

教育公務員特例法（教特法）抜粋 第21条

1 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

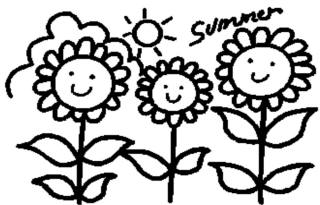
2 教育公務員の任命権者は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

第22条

1 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

2 教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

3 教育公務員は、任免権者の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。



**承認されます
「自宅研修」**

**「私は承認しません
は通用しない」**

一般的に「自宅研修」とか「宅研」と呼ばれた制度ですが、教育公務員特例法第22条（制定時は20条）では、「勤務場所を離れての研修」と規定されています。これには本属長（校長）の承認が必要ことから、教委や校長は「承認研修」と呼びかえましたが、制度が変わったわけではありません。

府教委通達でも、研修内容は「特例法の趣旨に沿った必要かつ相当と認められる研修」とされ、「個人で行う自主研修」「自主的な研究会」等を含むことが明記されています。また、大教組との間でも「その内容は幅広いものである」ことが確認されています。

「承認・不承認といった校長裁量による判断」が行われてはならないことも確認されています。

**勤務労働条件は
労使の協議事項**

手続きに必要な書類（計画書・承認願・報告書）については、地教委または校長会と職員団体（泉北教組など）が協議した書式を参考に、各学校が決定しています。

「研修権」の問題は、勤務労働条件に関わる問題ですから、労使の協議事項となります。

この確認に反する問題が生じたら、泉北教組までご連絡ください。

忠岡→和泉→泉大津→高石→堺（浜寺公園）

平和行進 バトンつないで



高石市役所を出発する参加者

昨年、被爆者をはじめとする世界の多くの人々の願いであった「核兵器禁止条約」が発効しました。人類を滅亡させる核兵器は地球上に要らない、全ての国の核兵器保有・使用を禁止する画期的な条約です。

ところが日本政府は、核兵器による唯一の被爆国であるにもかかわらず、条約を批准しようとせず世界の流れに背を向けています。

71年前に「核兵器禁止」を掲げて始まった、ヒロシマ、ナガサキへと続く平和行進が今年も大阪、泉北の地を通過しました。

コロナ禍でコールはできませんでしたが、「核兵器のない平和な世界を子どもたちに残したい。」の思いを胸に、泉北教組も行進に参加しました。

泉北教組に加入して子どもと教育を守ろう！